

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2106.90	<p><u>28. 調製食料品</u></p> <p><u>本品は、粒及び粉末の混合物であり、重量比で 92%の砂糖、6%のブラックカーラント粉末、凝固防止剤、くえん酸及びブラックカーラント香料から成るものである。本品は、32 グラム入りの小袋にしたものであり、また、その小袋は 10 個ひとまとめで小さな紙箱に収められている。本品は、お湯と混合して、飲料として消費される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
3824. 90	<p><u>19. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、たばこの揮発性油、バニラ、メントール、リナロール、2,5-ジメチルピラジン及び2-アセチルピラジンから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧 (vapour mist) を作る電子たばこに用いられる。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p>  <p><u>3824. 90／20 及び 8543. 70／5 参照</u></p>	(新規)
3824. 90	<p><u>20. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、ニコチン及びエチルアルコールから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧 (vapour mist) を作る電子たばこに用いられる。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> <p><u>3824. 90／19 及び 8543. 70／5 参照</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8537.10 1. <u>2つの多段階電気開閉装置 (multi-positional electrical switching devices) の組立品</u></p> <p>本品は、自動車のステアリングコラムに取り付けるために設計されており、取付用ブラケットの左右両側に 2 つの多段階電気開閉装置が配置された組立品である。当該多段階装置のうち一方は自動車の外部照明を制御するためのものであり、もう一方はウインドスクリーンワイパー及びウインドスクリーンウォッシャーを制御するためのものである。本品は、自動車の電気系統と接続するための電気的接続部を有している。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>